

松 伏 町 指 名 停 止 措 置 状 況 （ 令 和 7 年 度 ）

令和7年5月26日現在

No.	業者名	本社所在地	指名停止の理由	松伏町建設工事等及び物品の買入れ等の契約に係る指名停止等の措置要綱に係る該当条項	指名停止期間			備考
					始期	終期	期間	
1	新明和工業株式会社	兵庫県宝塚市新明和町1－1	機械式駐車装置の設置工事に関し、連絡を取り合って供給予定者を決定し、それ以外の者は供給予定者が供給できるように協力する調整を行うなど、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行っていたとして、令和7年3月24日、公正取引委員会から排除措置命令を受けた。このことは、独占禁止法違反行為であり、契約の相手方として不適当と認められるため。	第2条第1項 別表第2第3号（独占禁止法違反行為）	令和7年5月26日	令和7年9月25日	4月	
2	丸和工業株式会社	埼玉県北本市宮内5－351	令和5年9月2日、茨城県猿島郡五霞町における倉庫・事務所増築工事において、労働者の労働災害を防止するため必要な措置を講じず、労働者が2階床面の開口部から転落し死亡する工事関係者事故を発生させた。この件につき、同社及び同社使用人は、令和6年11月12日、労働安全衛生法違反により古河簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受け、その刑が確定した。このことは、重大な工事関係者事故であり、契約の相手方として不適当であると認められるため。	第2条第1項 別表第1第8号（工事関係者事故）	令和7年5月26日	令和7年6月25日	1月	
3	日興サービス株式会社	埼玉県戸田市笹目北町14－19	令和6年2月27日、同社本社工場長は、同社所在の同工場の労働者の安全管理等を行うべきところ、必要な措置を講じなかったことにより、同社本社工場内において、同社社員の操縦するフォークリフトが横転し、当該社員が同フォークリフトに下敷きになり、死亡する事故が発生した。この事故につき、令和7年2月25日、当該業者が労働安全衛生法違反によりさいたま簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受け、その刑が確定した。このことは、重大な工事関係者事故であり、契約の相手方として不適当であると認められるため。	第2条第1項 別表第1第8号（工事関係者事故）	令和7年5月26日	令和7年6月25日	1月	